

令和2年5月22日

各県立学校長 殿

保健体育課長
高校教育課長
義務教育課長

学校の保健体育の授業及び運動部活動等について（通知）

県立学校における教育活動については、令和2年5月22日付けで教育長から通知したところですが、特に学校の保健体育の授業及び運動部活動等については、下記事項に留意して実施してください。

記

- 1 健康管理の徹底と体力状況の把握に関すること
 - (1) 授業開始時，終了時に健康観察を行うこと。体調不良者がいる場合には授業に参加させない等，適切な対応をとること。
 - (2) 授業中における水分の補給，帽子の着用，学習の進め方の工夫等について，十分に配慮し，熱中症の予防に努めること。
 - (3) 臨時休業期間において，運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため，児童生徒の体力の状況を十分把握するとともに，授業開始時には準備運動を十分に行い，負荷の強い運動をいきなり行わないよう留意すること。
- 2 授業全般に関すること
 - (1) 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は，年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなど工夫すること。
 - (2) 3密（密閉，密集，密接）を避ける活動等を工夫すること。
 - (3) 可能な限り授業を屋外で行うこと。
 - (4) 児童生徒が集合・整列する場面を避けるなど工夫すること。やむを得ず集合させる場合は前後左右の間隔を2 m以上空けること。
 - (5) 器具や用具を共用で使用する場合は，使用前後の適切な消毒や手洗いをを行うこと。用具の消毒が難しい場合は，授業の前後で手洗いをより徹底すること。
 - (6) 体育館などの広い空間でも，人の密度の高低に関わらず換気に努めること。
 - (7) やむを得ず登校できない児童生徒に対して，児童生徒の状況等も踏まえながら学校が指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課すことも考慮すること。
 - (8) マスク着用の必要はないが，児童生徒の間隔を十分確保するなどの十分な対策を講じること。（令和2年5月21日付け スポーツ庁政策課学校体育室「学校の体育の授業における着用の必要性について」事務連絡）
- 3 水泳授業の取扱いについて
 - (1) 学校プールにおいては，学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき，プール水の遊離残留塩素濃度を適切に管理すること。
 - (2) 水泳の授業においては，地域の感染状況を踏まえ，密集・密接の場面を避け，十分な対策を講じることが前提として，実施すること。（令和2年5月22日付け スポーツ庁政策課学校体育室「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」事務連絡）

4 運動部活動等に関すること

- (1) 登校日でない日の活動を可とする。ただし、活動時間・休養日については、「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」を遵守すること。
- (2) 活動の再開については、段階的に行うこととし、他校との合同練習、練習試合等は6月12日（金）まで自粛すること。
- (3) 文化部活動も同様の取扱いとすること。

<問合せ先>

(運動部活動に関すること)

保健体育課学校体育安全係 電 話 099-286-5323

(文化部活動に関すること)

高校教育課高校教育係 電 話 099-286-5291

義務教育課企画生徒指導係 電 話 099-286-5298

(特別支援学校の部活動に関すること)

義務教育課特別支援教育室 電 話 099-286-5296